

新潟市異業種交流研究会協同組合青年部規程

(目的) この青年部は、新潟市異業種交流研究会協同組合傘下、会員事業所の若手社員を中心として組織し、部員の交流、研修を通じて組合の活性化及びより深い交流の手助けと次代の発展に寄与することを目的とする。

(名称) この青年部はニイガタメック青年部と称し組合の組織・財政委員会傘下に置く。

(事業) 1. 各種研修会・講演会の開催
2. 部員相互の親睦に関する事業
3. 組合の振興に必要な建議、提言
4. その他組合事業の補佐

(部員) 部員の資格は次の者とする。

1. 組合会員事業所若手社員をもって構成する。
2. 同上40才未満の者とする。

(役員) 役員の定数は次の通りとする。

部長1名・副部長2名・幹事若干名・監事2名

(任期) 役員の任期は2年とする。

(会の運営) 組織・財政委員会と連携のもと青年部役員会協議のうえ運営する。なお、会議の開催は部長が招集する。

(その他) 会の運営に必要なその他事項については正式発足をもちて協議のうえ決議する。

(発足) 平成8年3月21日を以って発足する。